（装備部の所掌事務）

第七条の二　装備部は、第六条第一項第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

（調達計画課の所掌事務）

第二十六条　［略］

2　［略］

一～八　［略］

九　地方防衛局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

十　前各号に掲げるもののほか、調達部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

3　［略］

（装備課の所掌事務）

第三十一条　［略］

一～八　［略］

九　地方防衛局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

（装備第一課の所掌事務）

第四十五条の三　［略］

一～六　［略］

七　地方防衛局の所掌事務に係る国際協力に関すること（装備第二課の所掌に属するものを除く。）。

（装備第二課の所掌事務）

第四十五条の四　装備第二課は、前条に掲げる事務（北関東防衛局長の指定する事項に限る。）をつかさどる。

（装備課の所掌事務）

第六十三条　［略］

一～八　［略］

九　地方防衛局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

2　長崎防衛支局装備課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号まで、第八号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

（装備部の所掌事務）

第七条の二　装備部は、第六条第一項第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（調達計画課の所掌事務）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

一～八　［同上］

［号を加える。］

九　前各号に掲げるもののほか、調達部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

3　［同上］

（装備課の所掌事務）

第三十一条　［同上］

一～八　［同上］

［号を加える。］

（装備第一課の所掌事務）

第四十五条の三　［同上］

一～六　［同上］

［号を加える。］

（装備第二課の所掌事務）

第四十五条の四　装備第二課は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事務（北関東防衛局長の指定する事項に限る。）をつかさどる。

（装備課の所掌事務）

第六十三条　［同上］

一～八　［同上］

［号を加える。］

2　長崎防衛支局装備課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。